

# 令和8年度 燕市奨学金貸与要項

## 1. 対象

令和8年4月に学校教育法の規定に基づく下記学校等の入学予定者又は在学者

- (1) 高等学校
- (2) 中等教育学校（後期課程に限る）
- (3) 特別支援学校（高等部に限る）
- (4) 高等専門学校
- (5) 大学（短期大学を含む）
- (6) 大学院
- (7) 専修学校（修業年限が2年以上の高等課程・専門課程に限る）

## 2. 申込資格

次の(1)から(4)の全てに該当すること。

- (1) 本人または保護者等が燕市内に住所を有する者であること。
- (2) 修学の意欲が旺盛で将来成業の能力をもち、善良な社会人となるにふさわしい志操及び健康を備えている者であること。
- (3) 修学のために経済的な支援を行うことが適当であると認められる者であること。
- (4) 大学・大学院・専修学校・高等学校等の学生生徒にあっては優秀な成績を収めている者であること。

## 3. 奨学金の貸与月額（無利子）

	貸与月額 (金額選択)	貸与期間	※他の奨学金制度との併用も可能です。 ※貸与決定後に、貸与月額の変更はできません。 ※返還のことも考慮できるよう、進学・在学する学校種により貸与月額を選択することができます。	
高等学校	25,000円	在学する学校の正規の修業期間		
中等教育学校（後期課程に限る）	20,000円			
特別支援学校（高等部に限る）	から選択			
高等専門学校	30,000円 20,000円 から選択			
大学（短期大学含む） 大 学 院 専修学校	40,000円 30,000円 20,000円 から選択			

## 4. 連帯保証人（奨学金貸与の際に2名必要です）

- (1) 1人は申請者の保護者等
- (2) 他の1人は、燕市内に住所を有し、独立した生計を営む

**65歳未満【昭和36年4月2日以降生まれ】の方。**

※配偶者同士で連帯保証人となることはできません。

※事情により、市内に住所を有する連帯保証人を設定できない場合はご相談ください。

※貸与決定後、**連帯保証人の印鑑登録証明書**が必要です。

※他の連帯保証人は、貸与を受けた方または保護者等の返還が滞った場合、返還の義務が生じます。

## 5. 申請時に提出する書類 書類が不足する場合は受付できません。ご注意ください。

- (1) 奨学金貸与申請書
- (2) 合格通知書の写し（在学者は在学証明書）
- (3) 最終学歴又は在学中の学校の成績証明書  
(大学、大学院及び専修学校へ進学又は在学の場合)  
※通知表の写しでは受付できません。学校が発行する成績証明書が必要です。  
最終学歴又は在学中の学校へお問い合わせください。
- (4) 奨学生の保護者等の令和7年度所得証明書  
(市役所2階 税務課 5番窓口で発行。本人確認として運転免許証等が必要です。)  
※個人番号（マイナンバー）の利用により省略することができます。  
※燕市以外で住民税が課税されている方は、課税市町村発行の所得証明書が必要です。

提出いただいた書類は、奨学生の選考等に使用します。また、提出書類は返却いたしません。

## 6. 申請受付期間

令和8年2月16日（月）～令和8年4月8日（水）（土・日・祝日除く）  
※郵送の場合は、4月8日（水）必着

## 7. 申請書の提出先

〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地  
燕市教育委員会 学校教育課（燕市役所3階 18番窓口）  
電話：0256-77-8191（直通）

## 8. 奨学生の選考、採用の決定及び通知

奨学金貸与の可否は、審査基準（収入・成績）により燕市奨学金貸与審査委員会の審査を経て、市長が決定します。  
なお、選考結果については、5月中旬頃に申請者本人に文書で通知します。

## 9. 採用決定後の手続きについて

採用された場合は、採用の通知と一緒に下記の書類を送付しますので、期限までに提出をお願いします。提出がない場合は、奨学金を貸し付けることができません。

### 【提出書類】

- (1) 奨学金借用証書
- (2) 誓約書
- (3) 口座振込依頼書
- (4) 印鑑登録証明書（保護者と連帯保証人。市役所1階 2番窓口で発行。登録証が必要）  
※本人確認として運転免許証等が必要です。
- (5) 在学証明書（新入学の場合必要です。）

## 10. 奨学金の貸与時期

年2回（6月・10月）に分けて指定された金融機関口座へ振り込みます。  
※次年度以降は、4月・10月に振り込みします。

## 11. 奨学金の返還 ※貸与終了後、7月頃に関係書類をお送りします。

奨学金の貸与が終了すると、返還の義務が生じます。返還金は、新たな奨学金の財源として重要な役割を持っています。

返還は、原則として貸与終了年の10月から開始となります。返還方法は「年賦・半年賦月賦」があり、いずれかの選択をお願いします。

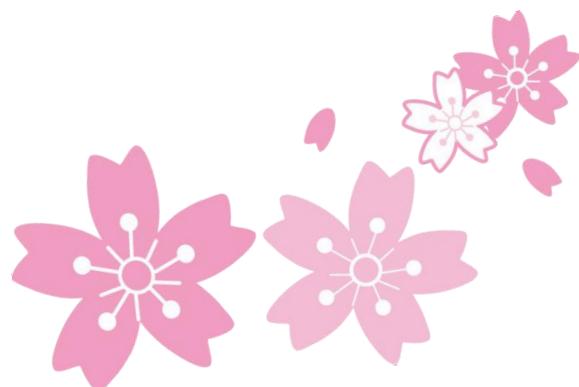
返還期間は、最長で10年間で、無利子です。

また、他制度の奨学金と併用した場合、燕市奨学金と他の奨学金の返還時期が重複することが考えられます。

【参考】(例) 大学4年間に奨学金を利用し、返還期間を最長にした場合

制度	貸与月額	貸与総額	返還期間	返還月額	備考
燕市奨学金	40,000円 (無利子)	1,920,000円	10年	16,000円	月賦(120回)
日本学生支援機構	50,000円 (有利子)	2,400,000円	15年	約13,840円	利率年0.50% 月賦(180回)
計	90,000円	4,320,000円		約29,840円	

※日本学生支援機構の奨学金については、実際の貸与条件や返還条件により返還月額は異なります。  
詳しくは日本学生支援機構におたずねください。



お問い合わせ先：  
燕市教育委員会  
学校教育課 指導係

TEL：0256-77-8191